

川崎市優良家畜育成事業奨励金交付要綱

最新改正 5川経農技第42号（市長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内酪農業等の振興を図るため、酪農家等が行う優良家畜育成事業（以下「事業」という。）に対し交付する奨励金について、必要な事項を定めるものとする。

（奨励金交付対象者）

第2条 奨励金の交付対象は、市内で畜産業を営む農業経営者等（個人又は法人及び農業者の組織する団体。以下「農業経営者等」という。）とする。

2 川崎市暴力団排除条例第8条の規定に基づき、交付申請者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金交付の対象としない。

（1）暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

（2）法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。

（3）法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの。

（奨励金交付対象事業）

第3条 奨励金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。

（1）農業経営者等が優良乳牛を確保するために、乳用子牛を乳牛育成牧場と契約締結しているあっせん機関（神奈川県酪農業協同組合連合会等をいう。）に育成預託したものの。

（2）農業経営者等が優良乳牛を安定的に確保するために、乳用雌牛に対し、人工授精による種付け又は受精卵移植を実施したものの。

（3）農業経営者等が飼養技術の向上と優良乳牛の安定的確保のために、乳用雌牛を神奈川県乳牛共進会に出品したものの。

（4）農業経営者等が優良種豚を確保するために登記し、又は登録した種雌豚を神奈川県豚産肉能力検定所で産肉能力検定（後代検定又はきょうだい検定）を受けるものの。

（5）その他市長が特に認めたもの。

2 奨励金交付対象は令和6年3月31日までに実施した事業とする。

（奨励金額）

第4条 奨励金の額は、次のとおりとする。

（1）第3条第1号に規定するものについては、乳牛一頭につき60,000円以内とする。

（2）第3条第2号に規定するものについては、人工授精施術料金又は受精卵移植施術料金の1/2かつ6,000円以内とする。

（3）第3条第3号に規定するものについては、乳牛一頭につき10,000円以内とする。

（4）第3条第4号に規定するものについては、検定豚の生産子豚（産肉能力検定の調査豚に限る。）一頭につき7,000円以内とする。

2 前項第2号の規定における人工授精施術料金とは、人工授精に要する技術料金と注入精液代金を含むものとする。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする農業経営者等は、当該事業を実施した年度の末日までに別表に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し適正と認められたものについて、奨励金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとともに、通知後奨励金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、奨励金の交付を受けた農業経営者等が次の各号の一に該当する場合は、奨励金の交付決定を取り消し、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他の不正の行為により奨励金の交付を受けたとき。

(2) 第2条第2項の規定に該当するとき。

(3) この要綱に違反したとき。

(警察への照会)

第8条 市長は、必要に応じ奨励金交付対象者が、第2条第2項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報神奈川本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(奨励金交付後の義務)

第9条 奨励金の交付を受けた農業経営者等は、その目的達成のために対象家畜を適正に飼養し、資質の維持向上に努めなければならない。

(指導及び助言)

第10条 市長は、必要があると認めたときは、第3条第1項各号に掲げる事業終了後、家畜の飼養管理等について、指導及び助言を求めることができる。

附 則

この要綱は、昭和51年10月2日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和52年6月27日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和6年5月31日に廃止する。

別表（第4条関係）

交 付 対 象	提 出 書 類
第3条第1号に規定するもの（乳牛育成預託に関するもの）	(1) 奨励金交付申請書(第1号様式) (2) 事業実施報告書(第2号様式) (3) 乳牛受託証明書等の写し
第3条第2号に規定するもの（乳牛人工授精等に関するもの）	(1) 奨励金交付申請書（第1号様式） (2) 事業実施報告書(第3号様式) (3) 人工授精施術料金又は受精卵移植施術料金の領収書の写し
第3条第3号に規定するもの（乳牛共進会出品に関するもの）	(1) 奨励金交付申請書（第1号様式） (2) 神奈川県乳牛共進会開催要領及び出品申込書の写し (3) 神奈川県乳牛共進会出品目録等の出品を証明するものの写し
第3条第4号に規定するもの（種豚産肉能力検定に関するもの）	(1) 奨励金交付申請書（第1号様式） (2) 事業実施報告書(第4号様式) (3) 産肉能力受託証明書の写し

平成 16 年 4 月 1 日川経農振第 480 号にて部長決裁

川崎市優良家畜育成事業奨励金交付要綱の運用取扱

- 1 川崎市優良家畜育成事業奨励金交付要綱第 3 条において、算出された 1 頭あたりの奨励金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(第1号様式)

川崎市優良家畜育成事業奨励金交付申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所

ふりがな

氏 名

年度において、別紙のとおり優良家畜育成事業を実施したので、川崎市優良家畜育成事業奨励金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて奨励金の交付を申請します。

奨励金交付申請額

円

(第1号様式の2)

誓約書兼同意書

川崎市優良家畜育成事業奨励金を申請するにあたり、川崎市暴力団排除条例（平成24年3月19日条例第5号）第2条第2号に規定する暴力団員でないことを誓約し、市長が当該確認のため神奈川県警察本部長に個人情報（住所、氏名、氏名のふりがな、生年月日及び性別をいう。）を提供し、同条例第8条に規定する排除措置対象（補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金を交付する事業の実施により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう必要な措置の対象をいう。）の該当を照会することに同意いたします。

年 月 日

申請者住所

氏名

〔法人・団体等の場合は、名称、役職及び代表者の氏名〕

性別

生年月日 年 月 日

役員等氏名一覧表（※法人・団体等の場合、以下も記入してください。）

役職名	ふりがな 氏名	生年月日	性別	住所
		.		
		.		
		.		
		.		
		.		

注）署名又は押印を要しません。誓約書兼同意書の提出をもって本人の意思表示があったものとします。

(第2号様式)

事業実施報告書

番号	育成預託先		預託乳牛				飼養者	
	育成牧場名	預託年月日	品種	個体識別番号	生年月日	毛色	住所	氏名

(第4号様式)

事業実施報告書

整理番号	産肉能力検定		検定豚				調査豚			飼養者	
	種別	開始年月日	品種	登録番号	名号	生年月日	生年月日	頭数	父親登録番号名号	住所	氏名